

第 9 回 大町市学校給食あり方検討委員会議事録

日時：平成 23 年 12 月 26 日（月）

午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

場所：大町市役所西会議室

出席者：大町市学校給食あり方検討委員会委員 10 名

事務局：定刻より前ですが、出席予定の委員さんがお揃いですので、会議をはじめたいと思います。

副委員長：今日は、あいにくの天候ですが、私は池田からまいりましたが、大町はさすがに雪が多いなと感じました。いよいよ 9 回目の委員会と増します。今回は、放射能関係とまとめということでご協議をいただくことになっております。それでは、第 9 回大町市学校給食あり方検討委員会を開催いたします。

事務局：続きまして、教育長あいさつをお願いいたします。

教育長：皆さんこんにちは。大変足もとの悪い中、第 9 回目の給食あり方検討委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。1 年以上にわたって、非常に熱心に密度の濃いご審議を賜りまして、改めて、感謝と御礼を申し上げたいと思います。これまでの経過を踏まえまして、まとめをとということで、この年末の押し迫った中、会議をお願いしたわけでございます。今までに様々な面からご意見をいただきましたけれども、本日は、概ねのまとめをしていただくとともに、新たに東日本の大震災に伴う福島原発の事故に起因いたします放射能関係についての対策等についても、その方向性について、市の方針につきましては、担当からご説明申し上げまして、皆様のご意見をいただきたいと思います。今回か、その次で最後となる予定と聞いていますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先般の 12 月定例会でも学校給食の、とりわけ業務をどのようにしていくのか、自校給食の維持とともに、業務委託の可否についても議員さんからも様々なご意見をいただきました。私どもとしましては、様々な面から学校の状態等をご覧いただきました皆さんから、一定の方向を出していただいて、しかし、それが即結論とは考えておりませんので、議会でもご答弁申し上げましたが、最終的な決定は、教育委員会の 5 人の総意を持って決定していくという考え方であります。その際に、皆さんから出していただいたまとめを参考にさせていただいて、それに基づいて、さらに、PTA や学校関係者、知見を有する皆さんからもご意見をお寄せいただいて、最終的な方向をと考えております。ここで皆さんがご協議いただくことというのは、その前段で方向のおまとめをいただくということで考えていただければと思ひます。従いまして、率直なご意見を委員の皆様のお持ちのご意見をお出しいただいて、まとめていただければと思ひております。

放射能対策につきましても、国では暫定的に 500 ベクレルという基準を出しておりますが、来年 4 月を目途に見直しを行うという新聞報道がありました。相当厳しい基準が用意されつつあります。私どもとしましては、保護者からの心配や危惧を含めまして、1 月に 12 月の給食食材

の産地の公表を HP で行う予定であります。それに加えて、危惧をされるような食材につきましては、後日になります放射能の検査をするように検討を行っております。検査機器の購入につきましては別にしまして、8 つの調理場を持っているという現実からすれば、食材毎にチェックをしていただくことが、より現実的な対応ができるのではないかと考えております。議会の答弁書をご用意しましたので、それも参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、大変恐縮ですが、皆さんができるだけ率直にご意見を交換していただくために、委員長さんのごあいさつが終わりましたら退席をさせていただきます。

事務局：続きまして、委員長ごあいさつをお願いいたします。

委員長：大変ご苦勞様でございます。初めに事務局に一言お礼を申し上げたいと思っております。これまでのご質問やご意見に対しまして、丹念に拾い上げていただいてありがとうございました。今回資料として、4 月、7 月、12 月の各委員さんの意見の集約を頂戴しました。そろそろまとめの段階に来ておりますけれども、多少修正が必要な部分もあると考えております。先ほど、ごあいさつの中で教育長さんからも忌憚のないご意見をというお話もございましたので、見直しをしてこの部分を修正していただきたいということがあろうかと思っておりますので、その部分も含めまして、よろしくご意見をお願いしたいと思っております。

事務局：協議につきましては、委員長の進行でお願いいたします。その前に、事前に郵送した意見書についてですが、4 月と7 月の意見で、先ほど委員からも指摘があったのですが、内容の項目は変わりませんが、順序が逆になっているところがありますので、ご了承をお願いします。7 月の部分については、学校給食の役割と基本方針の上の所に7 月8 日と書かれておりますので、前段で第3 回の協議事項についてお書き下さいと書かれているのが4 月の意見書となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、協議に入る前に12 月5 日付けで、大町市学校給食あり方検討委員会の委員長宛の大町のこどもの命と心を育む給食を求める陳情を送付させていただきました。その経過についてご説明させていただきたいと思っております。この陳情書につきましては、議会と市長あてにも提出をいただいております。議会の陳情につきましては、12 月定例会で陳情となりまして、番号は40 号であります。これにつきましては、継続審査ということで、先ほど教育長からも話がありましたが、この委員会で報告いただいた内容を公表し、学校関係者や保護者などからも意見を頂いて、改めて慎重な審議を重ねて、今後の方針を定めて参ると考えておりますので、この陳情につきましては、継続審査となっております。教育委員会としましても、同様のスタンスでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、協議の方に入りたいと思っております。

委員長：それでは、最初に事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、放射能関係についてご説明いたします。前もって送付してあります意見書と放射能に係る学校給食についてをご覧いただきたいと思っております。委員さんから頂きました意見につきましては、項目ごとにまとめてございます。

初めに、産地についてです。産地の公表は、できる限りするべきだと思う。食材の産地や放射線量については公表し、どの家庭でも確認可能なシステムを構築する。野菜、魚、肉等を HP で公表する。調味料、加工品については、JAS 規格で生原料が産地表示の義務付けされているものについては、可能な限り調査公表を行う。県内産、国内産に及ぶものであってもできる限り公表していただきたい。特に、米については、産地の確認の徹底を行い、地元産を使用することとして、ブレンド米は使用しない。産地や数値を公表することは、安心につながる情報である。調味料や加工品についても、可能な範囲で公表してもらいたい。

食材の調達についてです。食材の調達方法に関しては、なるべく近隣の物を使用し、保存が可能なものについては、確保され次第、保存し、使用することが良いと思う。食材の調達は、地産地消を推進することからも、地元産のものを優先的に調達し、汚染が疑わしい地域からの食材の調達については、基本的に行わない。やむを得ずに使用する場合は、必ず放射線量を測定する。これまでどおり、地産地消を中心に発注する。県外産を購入する場合には、各都道府県で実施されている検査結果等を確認して、発注してほしい。県外産の野菜で使用頻度の高い食材は、事前に検査を実施し、安全性を確認して発注してほしい。地産地消については、地元産、近隣地域産、県内産の次に、西日本産として発注を行う。その場合には、価格の問題が予想されるため、給食費についても検討が必要になってくるのでは。放射能の汚染が続いており、人体への影響も未知の部分が多くあるため、子どもの内部被曝を可能な限り避けるような食材調達をしていただきたい。また、保育園についても、同様の対応をしていただきたい。食材を調達する場合は、安全性を第一に考慮して、地産地消を基本に安全性の確認を行って調達を行うこと。

学校給食の対応についてです。弁当持参の容認と放射能被曝の可能性の高い食材の使用を避ける献立が良いと思う。内部被曝を防ぐために、大町市学校給食あり方検討委員会において、一定の基準を作る必要がある。親の責任において、弁当持参ができるようにしていただきたい。安全で安心な給食を提供するために、できることは一日でも早く取り組みを行っていただきたい。

国の基準値については、・国の基準値は、内部被曝の許容線量を厳しくする方向で検討されているので、情報の収集に努め、対応することが必要だと思う。国の暫定基準値を真に受けない。国の基準値が変更になった場合には、迅速な対応をお願いしたい。成長期の子供たちにとっては、0に近い数値となることが大切である。基準については、松本市を参考にしていきたい。国の暫定基準値 500 ベクレル/kgは、あてにならないと思う。40 ベクレル/kgが正しい数値なのかは判断できないが、他市町村の数値を参考にしてお応じていただきたい。大町市、教育委員会としての考えを明確に出した方がいいのではないかと。現在、厚生労働省と食品安全委員会が中心となって規制値の見直しを行っているため、その決定を踏まえ、他市町村の動向に注視しながら速やかな対応をされたい。

食材の放射能の測定についてです。食材の放射能の測定については、機器の購入、設置及び検査場所、検査方法、検査する食材の選定等について、検討が必要である。測定の際には、誤差が出ないように勉強会等を開催して周知徹底を図っていただきたい。県では、環境保全研究所の機器を使用して学校給食の食材の放射能物質濃度の調査を行っているが、県内産の農作物に関して

も、生産者と行政間で安全確認ができる検査機関の整備をお願いしたい。食材の放射能の測定については、食材の安全性を確保するために一定のルールを設けて、市の測定器で検査する取り組みをされたい。

その他としましては、これ以上給食関係者に負担をかけることは好ましくない。事業者(流通、市場等)で、事前に厳しいチェックを行ってほしい。給食だけでなく、家庭での食事にも係ることである。長期間にわたって国をあげて対応が必要な大きな課題である。地産地消のためにも、地域と連携して貯蔵庫などの有効利用を進めてほしい。冬期の地元産食材確保のため。放射能に関係することだけでなく、給食全般について、行政と市民参加の審議会を設置していただきたい。学校給食物資管理票を作成する。衛生管理の項目に、食品管理として物資管理基準の作成を加える。学校栄養士間の情報交換や意見交換等を密にして、協議を行い、市内の栄養士が共通認識のもとに同様の対応をするようにされたい。今後も、常に国や県の対応動向に注視し、新たな動きや情報には市も速やかに対応し、安全で安心な給食を提供されたい。国の新しい基準値や流通などにおける情報などについて、最新の情報を常にチェックすることが重要である。

以上が、いただいた意見をまとめたものであります。詳細につきましては、別添の意見書をご覧くださいと思います。

次に、検討項目及び検討結果、12月26日の資料、10ページをご覧ください。8項目目として、放射能に係る学校給食についてということで、現在の状況と基本方針を、先程のご意見から事務局でまとめたものであります。基本方針について、本日、委員からご意見をいただいて、修正や追加をしていただき、まとめさせていただければと思います。

委員長：委員の皆さんは、事務局の資料が判っていないところがあります。最初に資料について、明確にさせてから説明をお願いしたいと思います。

事務局：今読みあげましたのは、放射能に係る学校給食の対応について、委員からの意見という資料です。事前に郵送したものです。

委員長：事務局から説明がありました資料については、既にお読みいただいているものと思います。ご意見を頂戴したいと思います。私どもが放射能関係の協議をしている時に、新聞等で毎日のように報道されています。特に、12月21日には、基準値の見直しと被爆について外部汚染との関連性について、詳しい記事が載っておりました。そのことについて、市の教育委員会では4月1日から受け入れる方針でしょうか。

事務局：国で決定されれば、受け入れるということになります。

委員長：議会の答弁書を見ますと、確定していないからとか、国の方針が明確でないからとか、なるべく受け入れないというか、皆さんからいろいろ言われぬように、きれいにまとめられている感がありますので。今度は大丈夫ですか。松本市で決めているよりも、はるかに厳しい基準もありますから。

事務局：今、国で決定しているのは野菜、肉、魚類で500ベクレルということで、それが見直しされて、100ベクレルになるということで検討されているということです。

委員長：水や牛乳は50ベクレルですね。

事務局：国が決定すれば、国の基準値で対応することとなると思います。基本的には、食費音衛生法上の規制値でありますので、国の法律が変われば、それに従って対応していくということです。

委員長：国の定めた基準については、地方自治体の方で自主的に採用してほしいということが新聞に出ましたね。その趣旨からしますと、どんなに厳しい基準が出たとしても、市の方で受け入れて対応していくことを確認しておけばと思います。

事務局：法上の問題ですので、当然、市町村に関わらず対応していくこととなると思います。

委員長：検査機器の購入については、どうですか。

事務局：先ほど、教育長からもお話がございましたけれども、12月定例会で放射能物質の給食食材に係るものについて、いくつか質問が出された中で、調味料や加工品など産地の特定が困難なものを除きまして、野菜や肉、魚などにつきましては、1月からHP上で公表を行います。各学校の栄養士には、食材を発注する際には、地元産の食材を第一優先としていただいて、地元産で調達できない場合には、近隣地域産、県内産、国内産の順で、可能な限り安全性を考慮しながら調達するように指示をし、納入業者にもこの旨をお願いしているところです。時期や品目、当市の流通形態から、どうしても調達できないものもございますが、その際には、ハウスものを優先して露地ものを避け、あるいは、放射能測定を行うなどして、食材に応じて安全市の確保に努めて参る方針であります。

食材の放射能測定機器でございますが、現在、市の方に精度的に測れる機器がございませんので、開始時期は現在検討中ですが、検査機関に懸念される地域の食材を送って検査をしてもらって、その結果を公表していくという形を考えております。どの程度実施するのかとか、どのようなものとかは、今後検討していきたいと考えております。

委員長：新聞では、汚染の危険のある地域から購入しなければならない場合には、納入する業者に検査を義務付けしたらどうかということがありました。食材についての大原則は、納入する側が検査証明を出してということです。

事務局：今の食品衛生法上の規制値は、当然クリアしている、市場に出回っているものは基準をクリアしているということです。法律が改正されなければ、独自に納入業者に検査していただくことは困難だと思っております。ただ、安全を確認するために、懸念される地域のものについては、それを抽出して検査機関で測定していただくように考えております。

委員長：こちらでやるということですか。納入業者ではなくて、ということですか。

事務局：教育委員会が、検査機関に依頼して実施する予定です。

委員長：県の衛生公害研究所で、全国の各県の牛乳や白菜、ほうれんそう、ブロッコリーとかの検査結果が出ておりますが、不検出と表示されております。国の暫定基準に基づく不検出なんです。国の基準を超えていませんということでしょうか。そのことを信用して購入するしかないんです。

事務局：先ほど申し上げましたが、今現在の暫定基準値がありますので、業者さんはそれに従って納入しているということだと思います。従いまして、これ以上の基準を義務付けるということは困難だと思っておりますが、私どもが安全を確保する上で、私どもとして検査機関に依頼して、懸念さ

れる食材に関しては、検査をしたいと考えております。

委員長：意見を皆さんから出していただきましたが、それに関してご意見はございますか。

委員：機器の話ですが、予算がなくて購入できないのか、買わないのか、どちらなんですか。8台買う必要がないと思っているのか、予算がなくて買えないのか。

事務局：いろいろ考え方はございますが、長野県内にも精度の高い器械を使っている所が1つ2つあると聞いております。私どもとしましては、委託ということで、今のところ考えております。状況を見ながら、今後必要となるかは判りませんが、機器の納品までに時間がかかったりもするので、検査そのものの手順についてもしっかり理解していないので、その様なことも検討しながら、今後どうすればいいのかということは検討してまいりますけれども、今のところは委託で対応してまいりたいと考えております。危惧される地域からの食材については、検査機関にお送りして、どの程度の放射性物質があるのか、セシウムとヨウ素について、どのくらいあるのかということを検証しながらやっていきたいということです。

委員：委託ということですが、それは後追いの話なので、先ほどから聞いていますと、法律は確かに大事だとは思いますが、議会の答弁にもありますが、どういった根拠でこの様になっているのか、根拠の説明としては、法律はすごく便利なものだと思います。私も意見として出しましたが、松本市がいいかは別として、大町市としてどのように考えていくかということがすごく大事で、市として前段階で測定することが市民に対して安心を訴えられることができれば、私はやっていくべきだと思います。購入してもやっていくべきだと思うし、後追いでやる検査もやるべきだと思います。これはやるからこれはやらないではなくて、今できることをすべてやるのが、お金もかかるかもしれませんが、考えられるすべてのことをやるのが、安全ではなく、安心につながると思います。

事務局：おっしゃられていることは判ります。機器の方が、需要と供給のバランスがとれていなくて、納品まで非常に時間がかかることも事実です。そうしますと、機器が納入される頃には、新たな基準ができていて、市場には出回らないということもあり得ると思います。発注から何カ月もかかるので、納品された時には新たな基準ができていて、新たな基準ができれば、それに沿って市場には、その基準のものが出るということになります。しかし、そのようなご意見もございまして、この場で買うとか買わないとかの判断はできませんので、課題として考えさせていただきたいと思います。

委員長：新聞の世論では、地方自治体が機器を備えるべきだということが出ています。一般市民も皆さんもお読みになっていますので、市としてどうするのかということになるとは思います。検討をお願いしたいと思います。

事務局：1月になって検査を行って、実際にどの程度の放射性物質があるのかも把握してみたいと思います。500ベクレルに対して400や300ではちょっとと思いますが、その状況も見せていただきたいと思います。そのことを踏まえて、再度検討してまいりたいと思います。

委員長：暫定基準はもう当てにはなりませんから。

委員：議会の答弁で、ここには見当たらないんですが、大町市にある機器の検出下限は、ベクレル

に換算すると 198 とお聞きしたのですが、そうですか。

事務局：私どもで答えた部分でないので、確りとお答えしかねますが、空間の放射線を測るものから割り出すものですので、誤差は相当あるものだと考えております。

委員：議会でお聞きしたんですが、その時に課長さん達も出ていらっしゃいましたよね。防災担当の方のお答えでは、検出下限は 198 でしたけれども、それでいいんですよね。

事務局：それは留保した質問で、その時に答えたものではなくて、後日答弁したもので、私どもで答えたものではないので、今はちょっと確認できないです。

委員：私は、傍聴に行ったんですが、その時の答弁は、判りにくいものだったんです。

事務局：私にも、できるというような答弁に聞こえました。私どもで出した答弁ではないので、確りと把握はしていません。

委員：私が聞いたのは、検出限界は 198 ですと、ただ、10 回測って 19.8 という数値が出ることもあります、という答弁でした。私は、それはおかしいな答弁だと思って、後で教育長にお聞きしたら、教育委員会ではないのと同じように言われたので、総務部長さんに確認したところ、検出限界は 198 で 10 回測って 19.8 ということでした。大町市で持っている機器のメーカーである日立の担当者に、機器の型番も伝えて質問したところ、2 のポリ便の中に試料を入れて測って、それがシーベルトで表示され、それを換算すると 300 ベクレルまで測定できるとメールで返事をいただきました。必要ならお持ちしますけど、2 でない容器だったらもう少し下限値が下がるのですかと質問しましたら、それはありますと。容量とか測定時間によって下限値は下がりますという返事をいただきました。198 と防災の方が言ったので、それが正しいのだろうかと、19.8 というのは数字としては出るけれども検出下限ではないと総務部長もおっしゃっていました。私は、下限値は 198 と理解しているのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

事務局：私どもとしましては、そのことに関わらず、検査機関には 40 ベクレル以下の機器を使用して検査していただくように検討しています。

委員：それは、委託の場合ですね。

事務局：はい、そうです。

委員：文部科学省では、12 月の初め頃にバタバタして、基準値を示しておきながら、それは基準ではなく目安だと言っていましたよね。その時に 40 ベクレルが測れる機器を買うようにということを文部科学省が各自治体に言ったわけですから、大町市にも国に従って 40 ベクレルが図れる機器があってもいいのではと思います。防災の方が言われた様に 19.8 まで測れるのであればいいのですが、私の確認したところでは検出下限は 198 です。

事務局：少し話を整理しますと、暫定基準値は基本的には、ヨウ素とセシウムについてであります。大町市にある器械については、ガンマー線を測るものでありまして、ヨウ素とセシウムとかの特定ができる機種ではないことは、確かであります。従いまして、ヨウ素とセシウムとかのものが測れて、なおかつ、その放射性物質、ベクレルが測れる所をお願いをするということでありませう。もともとガンマー線を測る器械であって、ヨウ素とかセシウムとか特定できる器械でないことは確かです。

委員：シーベルトで出てくるので、すべての放射線を測るのだと思いますが、国の目安は40ベクレルであって、それを測れる器械を買いなさいと言っている訳ですから、そのことについて検討していただいているのではと思います。おっしゃるように、機器が手に入らないうちに基準が変わるということを考えれば、検討していただくということをお願いしたいと思います。

委員長：その辺ははっきりしておいてください。シーベルトをベクレルに換算できるのかということとは、常識的に考えられませんから。

副委員長：放射能の関係は、直接学校に影響するのは食材ですが、そのことについては、各学校の栄養士さんは大変苦慮されていると思います。なので、学校関係以外で地域、委員長さんのところもやっていただいておりますが、地域の方の協力、パワーが大事だと思います。地場産を使うにしても、今、大町市内で持っている野菜はあるのでしょうか。この機会に、行政や学校関係だけではなく、市民の皆さんがこの様なものを作っているのを、是非学校給食で使ってくださいと、その様な流れができるようお願いしたいと思います。すべてお任せではなくて、地域でも子供を守るということで、市民一人ひとりの協力を得ないとこの地域の食材、あるいは、県内産であってもこの地域の食材を使っていくんだという、そのような取り組みを市内の皆さん方にも協力いただきたいと思います。

それから、あり方委員会でも出ておりますが、地域食材を進めていくということでもありますので、早急に色々な分野の食材を調達する委員会といたしますか、名前は別にしまして、できるだけ早く設立されて、安心な大町の食材を少しでも子供たちに提供していくというスタイルを作っていただきたいと思います。放射能の問題もあります、地元の食材をどうするのかということをお皆さんで知恵を絞って考えていただきたいと思います。

委員長：私の方に仁科台から注文をいただいても間に合わないんです。カタクリの場合は、どこの直売所でも仁科台のように大量にご注文をいただくと、対応できないということがあります。どうすればいいかということで、農協のスタッフとも相談しながら、仁科台からの注文は受けられるように検討しています。副委員長さんから先程、地域の食材を作れというお話がありましたが、それでは明日からということにはならないんです。準備をしているところですので、しばらく時間をいただきたいということです。そのような、学校給食に提供するものを作ろうという動きがありますので、もうしばらくご辛抱いただきたいと思います。

委員：常盤の方はまだいいと思います。

委員長：常盤でも間に合いませんよ。

委員：間に合わないんですね。私の子供は、北小と一中に通っていたんですが、北小でそれをやろうとしたら、大きな学校ですので、それができなかったんです。規格がそろっていないと調理員さんも時間があるので、困るということでした。そのようなことをお聞きして、カタクリさんのような集団組合のようなものがあれば、まとめてもらって対応することも可能かなと思います。そのことは、ずっと思っていました。

委員長：今、努力している最中です。よそからもらってきて間に合わせるわけにはいきませんね。

副委員長：どこかで作付をしていただけるような力強い団体があればいいですね。

委員長：減反して対応するしかしょうがないですよ。

副委員長：野菜を作る発想を持っていただいて、学校給食に提供していただけるようになればいいですね。

事務局：検討結果のまとめの資料の 10 ページに、事前に郵送でお配りした資料ですが、放射能に係る学校給食についてをご覧ください。

現在の状況につきましては、今年の 3 月 11 日の震災によって原発の事故が起きたということで、今の段階で教育委員会では地産地消を基本として食材を購入することとか、HP 上で産地の公表を行うとかの状況が書かれております。先ほど読ませていただきました皆さんからの意見を踏まえたうえで、基本方針としてまとめをいたしました。この方針について、この部分はいらないとか、このように修正をとく、追加してもらいたいとかのご意見をいただきたい、あるいは検討委員会としての基本方針としたいと思います。それでは、放射能に係る学校給食の基本方針を読ませていただきます。

学校給食に係る放射能問題については、児童生徒の安全性を第一に考慮して対応をされたい。給食食材については、地産地消を基本として食材の調達を行い、やむを得ず他県産のものを使用する場合には、各都道府県で実施している検査結果等で安全を確認したものを使用されたい。学校給食で使用した食材の産地については、可能な限り公表をされたい。食材の安全性を確保するために、市でも独自に食材の放射能の測定検査を実施されたい。現在、厚生労働省では食品に含まれる暫定基準値の見直しが行われていることから、国や県の対応動向に注視し、新たな動きや情報には市も速やかに対応し、安全で安心な給食を提供されたい。

ということでまとめてあります。

委員長：先ほどから意見が出ておりますが、どうでしょうか。

事務局：市独自の考え方とかのお話もあつたんですが、その部分を入れるのか。このまとめは、今現在市でも対応可能な部分でのまとめとなっているので、委員さんの意見として、このように変えてもらいたいとかありましたら、ご協議いただければと思います。

委員長：一番具体的なものは、松本の基準ですね。松本の基準は、暫定基準よりもはるかにレベルが高いです。どうすますか。来年の 4 月に国の基準が出るまでこのままでよろしいでしょうか。そうすれば、今の暫定基準で行ってもらおうということになりますね。

事務局：松本と同じように基準値を 40 ベクレルとした場合に、先ほども説明しましたが、市場に出回っているものは 500 ベクレル以下のものということで、市の検査機器は、委員さんが言われた様に下限値が 198 なのかという問題がありますが、市の方で 40 ベクレル以下のものであるという確認の術が、委託に出すしか方法がないということです。40 ベクレルにした場合に、40 以上 500 以下の食材というものが使われている可能性がある訳ですが、それを使わないという確証が得られないということになります。どのように対応すればいいのか判らない状況です。すべての食材を検査して、40 ベクレル以下ということであればいいと思いますが、その対応が非常に難しいということがあります。

それから機器の購入についてですが、発注してから 3 ヶ月から 8 か月以上納品までかかると

ということです。そうしますと、予算を議会の臨時会で計上して発注しても最大 8 カ月かかることになりまますので、それまで何もしないという訳にはいきませんから、外注で委託に出して安全の確認をするということになります。確認をする際にも、食べてしまった後で実施するのか、産地を特定して事前に確認をしてから食材の調達をするのかということがあります。また、農林水産省のHPには、県別、食材別の検査結果が公表されていますので、それを参考にして対応して、その間に国の基準が整って、ということになると思います。国の示す基準値が今は判りませんので、その後につきましても、市で検査が必要となるかは、引き続き協議、検討が必要だとは思いますが。

委員長：どこの市町村も努力目標なんです。40 ベクレルとか言っているけども確実に対応しているということではないと思います。地方自治体としてここまで目標を決めて、目安で努力をしていきますということは、大事ではないですかね。

事務局：その意味合いでいけば、委員さんや議員さんからも言われた部分があるんですが、40 ということで、それを守らなければいけないかというスタンスの取り方にもよりますが、考え方といいですか、取り組み方としては0が一番好ましいので、放射能に汚染されていない食品を子ども達に、給食食材として提供するという方向はいいのではと思います。

委員長：そのような方向しかないのではと思います。汚染されている地域のものは、40 ベクレル以下ということはありませんか。先ほども言いましたが、不検出というのは、暫定基準によるものです。暫定基準値以下のものは、どのくらいか判らないんです。努力目標を決めるか、決めないかということではないでしょうか。

事務局：委員さんで方向性を出していただければと思います。

委員：私も意見にも出したんですが、40 が正しいのかどうかは、今後変わってくる可能性がありますので、40 という数字を挙げることはどうかと思いますが、限りなく0に近いものを選定していくことは必要だと思います。全く載せないのではなくて、努力しているというか、努力だけではダメなんです、その様なことを載せる必要があると思います。実際に0なのかは別にして。

委員長：年間に1ミリシーベルト程度の汚染に抑えるのであれば、40 ベクレルまでという数字が出ていますからね。ですから40 という数字が出たのではないですかね。問題は内部被爆ですから。児童は内部被爆を受けやすいですから、引き下げていくということになるのではないですかね。暫定基準でいくか、基準値を下げる努力目標でいくかということだと思います。

委員：努力目標をお願いします。40 ベクレルがいいのかどうかも含めて、国の方もいろいろ変わるので、食べる人も調理する人も、みんなで学習していくということだと思います。学習しながらそれを目標としていくという内容でお願いしたいと思います。

事務局：基本的に、セシウムだから放射線だということではなくて、本来天然なものにもカリウム40 というものにも放射線がある訳です。現実には、例えば、ポテトチップスの中には、1 kgの中には400 ベクレルのカリウム40 が含まれているといわれております。カリウム40 につきましても線と線が出るわけですが、セシウムに限った話ではない訳で、ただ、カリウム40 は半減期が13億年もありまして、地球が40何億年前にあったとしても人類よりも長い期間ある

ということで、人間の体の中には絶えず 7,000 ベクレルから 8,000 ベクレルが、体内の中に含まれていると言われております。セシウムについて 40 という事だと思っておりますが、それを達成するのはなかなか難しいと考えております。

委員：セシウムについて 40 を達成することは、難しいことではないと思っております。カリウムを含めて 7,000 という事は、人間の体にあるものですから、また、カリウムは人間の体に必要なものですので、カリウムを除いてしまうと具合が悪くなると思っております。カリウムは人間の体にあつたもので、セシウムは原発事故などで放出された場合、カリウムはセシウムと似た性質ですのでカリウムの代わりにセシウムが体の中に入ってきてしまいます。それは、ひまわりや菜の花などが放射性物質を除染できるとニュースなどに出てはいますが、それと同じことで、ひまわりや菜の花はカリウムを吸い上げていくので、似た性質のセシウムを吸い上げるということで、除染できるのではないかとされています。それと同じ事だと思っております。セシウムの 40 ベクレルは可能であると思っております。

事務局：セシウムであってもカリウムであっても、出る放射線は一緒です。セシウムだからいいとか、カリウムだからいけないということではないんです。それだけ多くのものが天然にありながら、その 10 分の 1 というのはちょっと小さな数字ではないかなと思ったわけです。

委員：誤差の範囲だと言われる方もいらっしゃいますけれど、セシウムは天然にないもので、人工のものです。カリウムは天然のものです。ですから、カリウムはあつていいものなんです。

委員長：原発に関わつてのことですので、セシウムだけでいいのではないですかね。馬鈴薯の発芽についても、放射能物質を使っています。それを浴びせると馬鈴薯の芽が出ないんです。その様なこともたくさんあるので、原発に関してはセシウムということでもいいのではないですか。

事務局：この委員会の基本方針ということなので、内部被爆を 0 に抑えるという方針で、努力目標を数字を明らかにするということではなくて、それに向けて努力してもらいたいというまとめでいかがでしょうか。国や県から新たな基準も出てきますので、努力目標ということで表記すればいいのではないかと思います。

委員長：内部被爆 0 という事ですね。

事務局：具体的なやり方については、国や県の新たな基準が出たうえで対応を、ということになると思います。

委員長：被爆 0 を目標とするということはいかがですか。

異議なし

委員長：それでは、その様なまとめをお願いします。

事務局：そうしますと、今の努力目標を加えて基本方針をまとめてよろしいでしょうか。それでは、整理して確認をいただくようにしたいと思います。

委員長：それでは、放射能関係はそういうお願いします。次に、検討項目のまとめについてお願いします。

事務局：検討項目及び検討結果ということで、第 8 回の委員会でご協議いただいたものを整理いたしました。修正した箇所につきましては、1 の目標及び基本方針、2 ページ目の基本方針の下か

ら 3 つ目のポツの地域の水や農作物、以下の部分の 3 つを修正しました。次のページの管理運営の基本方針では、自校直営を継続させてと修正しました。次に、4 ページ目の施設整備から上に 2 行目のところ、アレルギー児童生徒への対応等を考慮してということで、専門の調理員の配置という部分を修正いたしました。3 番目の施設整備については、修正はありませんでした。5 ページ目の食育については、現在の状況の部分で、上から 4 行目です。市の食育推進計画の部分と基本理念を追加してあります。基本方針では、学校における食に関する指導ということで、6 項目の取り組みを追加してあります。6 ページの衛生管理については、あえ物の表記や指摘された箇所を修正を行いました。8 ページ目のアレルギー児童生徒の対応は、基本方針の 1 行目のところを修正いたしました。

委員長：衛生管理の部分ですが、 の給食関係者の腸内細菌検査のところ、調理従事者等は、腸管出血性大腸菌 O-157 その他を含め検査をしてと書いてあります。このように書きますと検査項目の上で問題になるんです。調理従事者の検便については、一般細菌数と大腸菌群と赤痢菌と決まっているんです。必要に応じて O-157 や O-111 を検査するということが原則なんです。この部分を変えてください。

事務局：今言われました一般細菌数と大腸菌群と赤痢菌に訂正でよろしいですか。

委員長：状況に応じて O-157 や O-111 の検査を行うということなので、最初から他の項目については検査しないんです。

事務局：それでは、その様に表記を変えます。

委員：今現在は、この検査を実施していると思いますので、制限してしまうとプラスアルファでやっているところが。

委員長：なぜ、O-157 の検査をするのですか。

委員：保育園などでは、自主的に実施しているところが多いと思います。

委員長：大腸菌群の検査をして、危ないと思えば追加で行えばいいのではないですか。

委員：あまり限定してしまうと予算とかにも影響が出てくると思うんですが。O-157 の検査の方が単価が高いと思うので。現在は自主的に検査していると思うので、大町市のあり方としては、このように書いた方が予算も取りやすいのではないのでしょうか。最低ラインの検査だと現場がどうですかね。

事務局：先ほど、委員長がおっしゃった 3 つの検査項目が基本で、プラスで O-157 の検査を実施しているということでどうでしょうか。

委員：現状がわからないのですが、現状に即しておいた方がいいのではないのでしょうか。

事務局：詳細に書いておけば、上位の検査も含まれるということになりますが。この部分は、現在の状況ですので、実施しているまを記述しておけばと思いますが。

委員長：ノロウイルスもありますね。そのことはどうするのかということにもなります。

事務局：この部分は、現在に実施している検査についてです。

委員長：規格基準というのは、特定のものをに入れてはいけないんです。

事務局：実際の状況を記述してあるんですが。

委員長：一番問題なのは、マニュアルを作っていないことです。

委員：今後の基本方針でマニュアルのことが書いてありますので、現状はこのままでも委員もではないかと思います。

委員長：それでは、ノロウイルスについてはどうかということにもなりますので、健康診断をやってみて、ノロの検査が必要ならばやるということになるんです。そうするとノロウイルスについても記述しなければならないのではないですか。

事務局：ノロウイルスについては、流行ってきた場合には検査を別途実施しています。一昨年流行った時に検査を実施しています。

委員長：最初から言っているようにきちんとしたマニュアルを作らなければいけないんです。

事務局：基本方針のところにマニュアル作成が入っているのですが。

委員長：本来には、マニュアルを作っているのなら、この検討委員会に諮ってあるべきですね。マニュアルがあれば、現場の人たちはマニュアルにどのように対応するのかを考えればいいんです。対応の方法だけ。マニュアルは、法律に基づいて作られますから。

事務局：現状を書いて、それをどのようにしていかなければならないかということなので、実際に、現在やっていることは書いてもいいのではと思いますが。他の項目の施設整備や食育の部分のそうですが、現在学校給食として実施していることが、このように取り組んでいるということが書かれていて、それを踏まえたうえで、基本方針となっています。

委員長：病院とか事業所、学校よりも大量の給食を実施しているところは、マニュアルを作って、そのマニュアルに基づいて、現場では対応しているんです。

事務局：ですから、基本方針としてマニュアルを作るって取り組みをとっているんです。

委員：今、委員長がおっしゃった検査と委員さんがおっしゃった検査というのは、別なものなので

すか。

委員：給食従事者の検便の検査をして、保菌者どうかを調べる検査があって、その最低限のものが3つということです。その他に食中毒を出してはいけないということで、自主的に最低ラインではなく、ノロウイルスやO-157などの検査を実施しているということです。法律的には、最低ラインの検査でいいのですが、同じ検便なので検査項目を何項目実施するのかということです。予算的なものや1回の検便でどこまで検査をするのかということです。

委員：検査としては同じということですか。

事務局：基本の検査が3つあって、オプションで何か他に検査項目を追加するかということです。

委員長：そのプラスアルファを入れるかどうかということです。食品衛生従事者の検便は、何百人何千人の単位ですから。最低限度として、これだけは実施しなさいということです。受ける人の負担にならないということも考慮してのことです。基本の検査を実施してみて、駄目だったらさらに検査をするという、それが大原則です。

委員：先ほど、予算という話があったんですが、ここにO-157と書いておかないと、その予算が付かないんですか。

事務局：そんなことはありません。毎年同じ検査項目で予算要求をしておりますので、検査項目を

減らすということにはなりません。

委員長：さっきから言っているように、ここになんで書かなければいけないんですか。できるだけこういうものは簡素にしておかないと、何でもかんでも書いておくときりがなくなります。大原則を書いておいて、後は運営で対応するということです。

事務局：基本の3つの項目だけ表記しておけということでしたら、そのようにしますが。

副委員長：給食関係者の腸内細菌検査についてということですので、先ほどから委員長さんがおっしゃっているように、当然やらなければいけない3つの項目の検査があります。その他にこのような検査がありますということで、それから、簡易検査は各自やっております。なので、ここでは当然やっていることを、衛生管理ではこのようなことをやっているということにしておいて、O-157とかについては細かい部分のことなので、ここではいいのではないのでしょうか。

事務局：繰り返しになりますが、現状の部分なので、基本の3つを載せておくということであれば、それでいいと思います。

委員：載せないならば、定期的に検査を行っているというようにしたらどうでしょうか。3つだけにしておくと、後になってやっている、やっていないという話になりますので、シンプルに定期的に保菌検査を行っている、というようにしてはと思います。

委員長：特殊なところなので、書いてあってもいいのではないですか。普通の検査では、3つだけでO-157とかはやりませんので、それが一番お金もかかりませんので。

副委員長：後は、場合よっての検査ですよね。

事務局：どのようにしておけばいいのでしょうか。この部分は、現状の部分ですので、3つの検査項目を書いておけということであれば、そのようにしますし、委員さんがおっしゃったように、検査を実施しているという表記でもいいですし。

委員：3つの検査もやって当たり前の検査で、他の検査もやっているの。

事務局：それでは、定期的に保菌検査を実施している、とうことでまとめてよろしいでしょうか。

委員長：ただ、疑問に思うのはなんで腸管出血性大腸菌 O-157 というものを取り出したのか解らない。他にもいっぱいあるんですよ。

事務局：それを実際に実施しているということしかないんですが、他に理由はありません。

副委員長：すでに十何年実施していますよね。この問題が出るまで。

事務局：それでは、保菌検査を定期的に実施している、ということでまとめさせていただきます。

委員長：それでは、その様をお願いします。

事務局：次に、9ページ目ですが、地産地消の部分です。基本方針の下から4行目、地場産の農作物が不足する冬場の食材調達方法については、低温の冷凍施設や食材の保存方法などを含めて、という部分を追加いたしました。この部分が、前回の委員会で頂いた意見となります。

委員：今後も検討を続けていただいて、年間を通して地元のものをということが話し合いで出ましたので、よろしいのではないのでしょうか。

委員長：この部分はよろしいでしょうか。他にありますか。

副委員長：2ページに部分ですが、学校給食の基本方針ですが、よくよく見ると気になる部分があ

ざいました。点が7つあります。上の3つは、学校給食の基本方針としての役割です。一番下の児童生徒に集団生活を体得ということも、これも基本方針であるけれども役割であります。その間に3つありまして、その内の地域の水や農作物などの豊かな資源や自然環境について知り、自然の恵みに感謝する心を育む、特に大町市は、自然環境を大事にということを入れてわけですが、そこに、自然の恵みだけでなく生産に関わる人々への感謝、このことを入れていただけたらと思います。自然の恵みだけでなく、勤労に対しても基本の目標になっておりますので、生産に関わる人々への感謝の気持ち、心をということを入れていただければということです。

それから、その下の地産地消の推進や郷土料理などをとっているんですが、郷土料理という非常に狭くなりますので、郷土食に変えてはと思います。郷土食には、行事食も含まれますので、その部分も非常に重要だと思います。そこに、郷土食などを通じて地域の食材や食文化を理解し郷土愛を育む、としては如何でしょうか。もう一度申し上げますと、地産地消の推進及び郷土食などを通じて、地域の食材や食文化を理解し、郷土愛を育む、ということです。

委員長：今のように変えたらということですが。よろしければ、そのようにしたいと思いますが。

委員：環境への取り組みは、どこに入るのかなと思いながら読ませていただいたんですが、豊かな資源や自然環境について知りという表現があるものですから。皆さんご存じのこととは思いますが、けれども、学校給食の廃食油は、バイオディーゼル燃料に作り替えています。

委員長：自然環境を知りという表現では足りませんか。

委員：廃食油を利用していることとか、残飯も堆肥にしています。そのような取り組みをどこに入れたらいいのか、悩んでいました。大町の子供たちに環境への取り組みを理解してもらいたいということで、そのようなことを含めてもらえたらと思います。

副委員長：今の自然環境という部分に入ると思います。

委員長：自然環境の後に、その部分を入れるようにしますか。

委員：自然環境や地域内循環としては。市内でも廃食油や残飯が利用されているということで。

委員：その部分を給食の基本方針に入れるのか、地産地消か食育の基本方針にしたほうがいいのか、どちらがいいのでしょうかね。

委員長：委員さんの言うことは解りましたか。

事務局：循環型社会について、大町市の取り組みもどこかに入れてということで。大きな目標に入れるのか、地産地消か食育に入れるのか決めていただければ、入れるように致します。

委員：目標のところに入れておいていただければ、後の地産地消か食育にもつながると思います。

委員長：基本方針に入れたいということですね。

委員：大町市で実際に取り組んでいることですので。自然環境だけでなく、地域内循環についてもお願いしたいと思います。

事務局：自然環境の後に、地域内循環という言葉を入れるということによろしいでしょうか。豊かな資源や自然環境、地域内循環について知り、というように。

委員長：もう一度お願いします。

事務局：地域の水や農作物などの豊かな資源や自然環境、地域内循環について知り、自然の恵みや

生産者にかかわる人々への感謝する心を育む、ということです。

委員長：よろしいですか。

異議なし

委員長：他に何かありますか。今日の予定はどうですか。

事務局：項目のまとめについて整理がつけば、終了していいと思います。

委員長：あとはどの部分ですか。

事務局：検討項目及び検討結果については、一様まとめりましたので、委員さんから他になければ。

委員長：放射能にかかわる項目についてもいいですか。

事務局：先ほど協議していただきまして、努力目標の書き込みをするということで整理できると思います。

委員長：地産地消もいいですね。

事務局：前回の委員会で、低温倉庫で冬場の地場産の確保ということを入れるということでしたので、そのようにしてあります。

委員長：だいたい項目ごとに皆さんの意見がまとまったようです。全般的に何かありますか。

委員：6ページの現在の状況の番号が違っているので、その部分の修正をお願いします。

事務局：まだ他にも、誤字とか脱字とかもあると思いますので、再度しっかり見直しをして修正いたします。

委員：管理運営のところですが、3ページの(2)の2行目ですが、調理員は状況により臨時職員等を配置しということですので、委員さんも意見の中で、正規職員の採用は本当に不可能なんでしょうか、市全体の職員構成を見直してしっかり検討してほしいという意見を出されていて、私も同じ意見です。この等というところは、正規職員と理解してもいいのでしょうか。正職も可能なのでしょうか。この前から何度も言って申し訳ないんですが、行政改革によって全体に、正規職員と臨時職員の割合があって、給食に関して特別なことはできないということで、正職の補充をせずに、臨時職員で対応するということが平成16年の時に決まったようですが、その部分を大町市独自の考えで、教育に係ることだから責任を持った正規職員を配置していただければ、調理員の確保についても解決するのではないかと思います。等というところが、非常に期待を持たせるところなんです。教育長さんもおっしゃっていましたが、これはあくまで方針であって、決定するのは5人の教育委員の方たちだということです。前回のセンター化の時も検討委員会があって、5人の教育委員が決めて現在に至っていると思うんです。その決定の場にも、市民参加があってもいいのではないかなと思うので、その事を一言書いていただきたいと思うのですが。

事務局：何を決定する時ですか。

委員：先ほど教育長さんがおっしゃったんですけれども、この委員会は方向を示すもので決定ではない。決定は5人の教育委員さんが行うということでした。市民参加と協同の大町市では、市民参加で決めていただきたいと思います。3ページの最後のところに、調理業務の委託については、委託時の課題や問題点等について詳細に検討し、PTA や保護者、学校関係者等とも十分に協議して、その理解を得たうえで、自校直営方式と同様の学校給食が確保されることとされたい、と

書いてありますが。

委員長：どのように直してほしいということですか。

委員：先ほど教育長さんがおっしゃった5人で決めるということ、市民参加で決めていただきたいということです。この後審議会などを作るということですが、そのような場で決めていただきたいということです。運営管理のみならず、すべてについて。

事務局：おっしゃることは解るんですが、給食に関して何を決めるにしても市民参加で決めてもらいたいということですかね。そのようなことをどこかに入れるということですか。

委員：それでは、特に管理運営についてで。

事務局：正確に調べてみなければはっきり言えませんが、法律的にというか、権限的に難しいと思います。

委員：私も委員さんと同じように、この部分が引っ掛かっていて、正職員を雇用すればいいのではと思っています。委員さんのお話を聞いて大変さもわかりますので、それならば雇えばいいと思っているんです。市の方の考え方もあると思うんですが、私が入れてほしいということは、16年に決定されたことではあるけれども、再度、正規職員の雇用も検討されたい、とかを入れていただきたいと思います。正規職員の雇用についても再度検討していただきたい。臨時でもいいんですが、委員さんのお話を聞いていると、人の配置も難しいということがあるので、正規調理員を雇えばいいのではと思います。

委員：今、正規職員という話が出ていますが、人の問題というのは、正規だから臨時だからという問題ではなくて、調理員さんたちもここ何年か技術面でも技量が落ちてきているところがあります。今、家庭では、まな板や包丁がなくても調理ができるとかの状態になってきているので、実際に調理技術とかがない調理員さんもいらっしゃるの、正規だからいいとか臨時だからいいということではなくて、入ってきた職員を教育していくシステムというか、そういう面を強化していただきたいと思います。それができれば、少しでも良くなっていくのかなと思います。私も提案しているんですが、マニュアル化するとかで、今いる職員さんたちをうまく活用できればと思っています。その辺の指導教育がうまくできれば、いい状態で廻せると思います。

例えば、正規の職員が入りました、そうすると100%良い仕事をしてもらえるかという、やはり周りが育てていかないと、教育していかないと人材は育っていかないんです。そのような状況もあるので、人をただ入れるということではなくて、教育していくシステムを構築できればと思って、市内の栄養士会でも統一を図って、なるべく調理員が仕事ができるように工夫をしているので、その部分を見てもらえるとありがたいです。逆に、その一文を入れていただきたいです。正規、臨時の人だけの問題ではないんです。

委員長：ただ、一般的には正規職員でやっていただければ、臨時職員よりもいいということではないんですか。

委員：人にもよると思います。ちゃんと一生懸命やっていれば、それなりに技術も上がってきたりしますので、いろんなところで発言させてもらっているんですが、研修会が少ないので人がなかなか育っていかないの、人を育てる環境を整えるということを挙げていただいたほうが、私は

いい人材が育つのではないかと思います。

副委員長：私の経験上では、正規職員が一人二人いてその他に臨時の方がいらっしゃいます。仮に臨時の方が3人だったとします。その場合に、仕事の責任分野というのが、全然知らない方は理解できないかもしれないですけど、正規職員はここまで最後まで面倒をみななければいけない、臨時の方は時間で帰らなければいけない。そうしますと、臨時の方にはそこまで責任を持たせることができないんです。そのような概念があったわけです。それから、だんだん正規職員が少なくなって、今は、臨時職員のほうが多くなってきています。ですから、委員さんがおっしゃった、人の問題になります。最終的には、これからの時代がどのようなになるのかなといったときに、現実として、その不安ときちんとした衛生管理のできる方、そのような方ならば、どの形態でもいいのではないかという考えを私は持っているんです。一般的には正規でなければいけない臨時では、との考えをお持ちになるんですが、現実としてはそうではないんです。最終的には、人だということです。ここに書いてあるのは、直営方式が望ましいが、正規職員と臨時職員の構成比や衛生管理や食品管理の徹底など書いてありますよね。そういう徹底などから今後の調理業務、調理員さんの関係ですが、委託についても検討を行うこととされたいというようになっているわけです。ここでは決断できないので、今後の課題としてそのことも踏まえたうえで、より良い調理員さんを、専門的な本当のプロで、衛生管理についても栄養士が苦勞しなくても遂行できるようなシステムについて考えていかなければいけないと思います。それが採用になるとすれば、一番最後のところにPTAや保護者の方からも十分な意見を頂いて、協議して決定するというところで項目を設けたと思っております。如何でしょうか。

現実はなかなか難しいと思いますが、前回に委員さんもおっしゃっていらっしゃいました。人が休んだ場合、どうしようということで、自分の学校だけでなく違う学校の心配もしなければならぬという苦勞が、学校現場にはあるわけです。ですから安心して、子供たちに調理ができるような人材を確保していくには、委託ということも検討しなければならないのではと思います。

事務局：この部分については、正規職員についても検討をしてもらいたいという項目をとということですかね。

委員長：それでいいのではないですかね。

事務局：今、副委員長さんが言われた、今後の学校給食の適正な運営を図るために、正規職員の採用や委託について、その方式すべてについて検討を行うということで、よろしいでしょうか。案では、今後の適正な学校給食の運営を図るために委託についても検討を行うとなっていますので、職員の採用も含めて検討していただきたいとすれば、正規職員についても検討することになりますし、委託についても検討することになると思います。

委員長：具体的には、どのようになりますか。

事務局：3ページの下から3行目のところですが、今後の適正な学校給食の運営を図るために正規職員の採用や委託についても検討を行うこととされたい。ということにしておけば、職員採用と委託についても検討するということになると思います。委員さんが言われた講習会については、

7 ページの衛生管理で、衛生管理等を徹底できるよう定期的な講習会を実施するとともに、なっていますので、その部分で読み取っていただければと思います。これ以外の調理実習や講習会、スキルアップについて具体的に書くとすれば、他に書かなければいけないと思いますが、その事も含んでということでご理解いただければ、このままでいいのではないかと思います。

委員長：そうことでよろしいでしょうか。

異議なし

委員長：それでは、正規職員の採用という項目を加えていただいております。他にありますか。

委員：市民参加ということも入れていただきたいので、3 ページの下から 3 行目に、今後の適正な学校給食の運営を図るために委託についても市民参加で検討を行うこととされたい。ということをお願いしていただけたらと思います。

事務局：その下に、PTA や保護者、学校関係者等とも十分に協議して、という部分だけでは不十分でしょうか。

委員：足りないです。お願いしたいと思います。

委員長：それでは、そのようにお願いします。それでは、まとまったようですので、次回についてお願いします。

事務局：本日の委員会で方針の協議が終了しましたので、次回の委員会で最後確認していただいて、委員会を閉じるということをお願いしたいと思います。次回までに、報告書の前段部分や資料の整理をして委員の皆さんに送付いたします。次回に委員会は、最終確認の場となります。開催は 2 月の中旬でお願いしたいと思います。

委員長：具体的にはいつにしましょうか。

事務局：2 月 21 日にお願いしたいと思いますが。

委員長：それでは、2 月 21 日、午後 3 時からでお願いします。

事務局：資料を 2 月の上旬までにお手元に届くように致します。最後になりますので、しっかり資料を見ていただいて、誤字脱字もチェックしていただいてということをお願いいたします。委員会の詳細については、別途ご通知いたします。

副委員長：2 月 21 日が最後ということですが。今回の委員会も非常に中身が濃いもので、しっかりと議論がされたと思います。以上で第 9 回大町市学校給食あり方検討委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。